



きのご鑑別相談所を開設します

有毒きのごによる食中毒は、例年9月から10月にかけて家庭を中心に発生しています。これらの食中毒を未然に防止するため、長野県では9月20日から1か月間を「きのご中毒予防月間」とし、きのご中毒防止に関する知識の普及に取り組みます。

諏訪保健所では、きのご鑑別相談所を下記の日程及び場所で開設しますので、ご利用ください。

諏訪合同庁舎 1階 101号会議室	岡谷市長地公民館 (岡谷市役所長地支所)
9月20日(火)から10月19日(水)までの 月・水・金曜日(祝日の場合翌日振替) 14:00から16:00まで	9月26日(月)から10月17日(月)までの 月・金曜日(祝日の場合の振替なし) 14:00から16:00まで
◎9月 20(火)・26(月)・28(水)・30(金)	◎9月 26(月)・30(金)
◎10月 3(月)・5(水)・7(金)・11(火) 12(水)・14(金)・17(月)・19(水)	◎10月 3(月)・7(金) 14(金)・17(月)
※都合により会場が変更する場合があります ので、合庁受付案内掲示を御確認ください	

※新型コロナウイルス感染症対策の為、個別に対応しますので、御協力をお願いします。
混雑時は、お待ちいただく場合があります。

きのごによる食中毒を防止するために

- 知らないきのごは採らない、食べない、売らない、人にあげない。
- 食べられるきのごの特徴を完全に覚える。
- 「柄が縦に裂けるきのごは食べられる」などの誤った言い伝えや迷信を信じない。

信州版「新たな日常のすゝめ」

©長野県アルクマ



新型コロナウイルスの感染を防止するための行動を自ら考え実践しましょう

諏訪保健所 食品・生活衛生課 食品・動物衛生係
 (課長) 福井 秀樹 (担当) 百瀬 ゆかり
 電話 0266-57-2929 (直通)
 FAX 0266-57-2953
 E-mail: suwaho-shokusei@pref.nagano.lg.jp